

松戸市教育委員会会議録

平成26年1月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成26年1月定例

開 会	平成26年1月16日 (木) 14時00分	閉 会	平成26年1月16日 (木) 16時30分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 松田 素行			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 市場 卓	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山田 達郎	○
	委 員 松田 素行	○	教育長 伊藤 純一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 26 年 1 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21	市立高校 事務長補佐	岩淵 宏志
2	学校教育部 部長	遠藤 雅彦	22	〃 主事	稲岡 亮
3	教育企画課 課長	渡部 俊典	23		
4	〃 課長補佐	中野 幸子	24		
5	〃 主幹	小宮 光生	25		
6	〃 主査	藤中 孝一	26		
7	〃 主任主事	橋本 欣之	27		
8	社会教育課 課長	小川 弘	28		
9	〃 課長補佐	臼井 眞美	29		
10	〃 主幹	山宅 博樹	30		
11	〃 主査	藤谷 美伸	31		
12	スポーツ課 課長	米本 恭輔	32		
13	〃 課長補佐	齋藤 健司	33		
14	〃 課長補佐	加藤 博之	34		
15	学務課 課長	泉 晴行	35		
16	〃 参事補	久保木 晃一	36		
17	〃 課長補佐	高橋 信一	37		
18	教育研究所 所長	大井 徹	38		
19	指導課 課長	相磯 克典	39		
20	市立高校 事務長	石村 栄一	40		

平成26年1月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成26年1月16日(木) 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第1号

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する
条例の制定について (市立高校)

② 議案第2号

社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (社会教育課)

③ 議案第3号

松戸市学区審議会に対する諮問について (学務課)

(2) 報告等

① 平成26年松戸市成人式の結果について (社会教育課)

② 松戸市制施行70周年記念ハーフマラソン
第59回松戸市七草マラソン大会の結果について (スポーツ課)

③ 松戸運動公園野球場設計業務委託予算の趣旨変更につ
いて (スポーツ課)

4 その他

委員長 傍聴について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成26年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日、市場委員が都合により欠席されます。しかし、委員長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織と運営に関する法律第13条の2の規定によりまして、本会議は成立しておりますので開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を松田委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案3件、報告等3件となっておりますが、若干追加があるかもしれません。

◎議案第1号

委員長 初めに、議案第1号「松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

市立高校事務長 よろしく申し上げます。

議案第1号「松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正する条例の制定について」ご説明します。

本議案を3月定例市議会に提出するよう、市長に申し出るものです。

平成22年に公立高等学校に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が施行されました。これに伴い、平成22年度から公立高等学校の授業料を無償化していますが、この度の第185回国会において、本法律の一部を改正する法律が成立し、平成26年4月1日から施行されることになりました。

これに伴い、改正内容につきましては公立高等学校の授業料の不徴収制度が廃止され、国公立を問わず高等学校等の授業料の経済的負担の軽減を適正に行うため、一定の収入額未満の世帯を支援する内容となっております。当法の改正を受け、松戸市立高等学校の授業料に関する規定を整備するものです。

新旧対照表の4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。

第2条につきまして、授業料の不徴収に関する規定を改正し、別表であった授業料等の額の表を条文に加え、明文化したいと思います。

第3条、授業料の徴収期日を千葉県からの指導のもと、年4回とし、第2項以下の文言を整理いたしました。

第4条、第1項に松戸市立高等学校（以下「高等学校」という。）ことになっていたため、下線部のとおり「学校」というふうに、新しく改めました。

第6条、ただし書き以下、追加の理由といたしまして、入学検査料の還付の申し出が、ごくまれにあります。過去の事例といたしまして、県立松戸高等学校の受験生が間違えて納付した例がありましたので、その辺に関しまして還付できるような形を、ちょっととりたいたかなと思っております。それと、別表第1条に加えたため、別表の第2条関係という表を削除いたします。

以上が改正内容の案となります。なお、条例改正に当たりまして、船橋、習志野、柏の市教育委員会の担当課と連絡や情報を密にし、千葉県教育委員会の情報をもとに法務担当と協議をし、改正案を整備いたしております。

以上、市立松戸高等学校授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

議案第1号につきましては、ただいまのご説明のとおりですが、ご質問も含めて討論に入りたいと思います。

松田委員 お金の流れがどうなっているのか、教えてください。学校で、申請をしてから、国

からおりてくるまでどのような流れなのですか。

市立高校事務長 現在なんですが、その運用形態に関しまして、1月29日に県立学校及び高等学校の事務職員を対象とした説明会が開催されることになっております。そちらの説明会を踏まえまして、その授業料徴収に関しての事務処理に関して、うちのほうも定めていきたいかなど、ちょっと遅いかもしれないんですが、考えております。

大まかなことといたしましては所得証明書ですか、そちらのほうの提出、こちらを全員に提出させるか、それとも、これは、こういう制度になりましたので、提出していただく方についてというような、強制ではない形をとるかというのは、県立高校とも足並みをそろえたほうがいいかなというふうに思っておりますので、そちらの説明会後に確定していければなと思っております。

以上です。

松田委員 わかりました。県立高校と十分連携をとって、同じような歩調をとることは当然だと思えますけれども、より適切に行っていただきたいと思えます。

市立高校事務長 わかりました。

松田委員 それで、もう一つ質問と、それから、意見を言わせていただきます。質問ですが、第3条「この限りでない。」の「この」というのは、どういうことを指しているのでしょうか。

「徴収するものとする。」を指しているのか、それとも、この日付を指しているのか。

市立高校事務長 徴収するものとするということに。

松田委員 徴収はしないということですか。

市立高校事務長 就学支援金の対象になった方については徴収をしないということですね。

松田委員 この解釈が、非常に難しいですね。この制度は、生徒本人にかわって学校が受け取るわけですね。学校がというか、学校設置者が受け取るということになっているわけですので、筋としては本人が払うのではないかと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

市立高校事務長 一応、今のところの流れといたしましては、最初に徴収をしないという形で動くみたいな。

松田委員 この表が適用されないという意味ではなく、徴収をしないということによろしいんですね。

市立高校事務長 そうですね。対象となった生徒に関しては徴収をしないという形で動くと思えます。

松田委員 わかりました。文科省から出ている、資料の8ページのQの4に「学校設置者が、生徒本人に代わって受け取り」と、かわって受け取るということになっているものですから、本人からは直接徴収はしないんでしょうけれども、本人に、本来与えられるべきところを設置者が受け取るということなので、これは徴収するという判断に立つと思ったのですが、そうではないということですね。

市立高校事務長 はい。

松田委員 徴収しないんですね。

市立高校事務長 はい。

松田委員 わかりました。

次に、意見を申し上げます。このような措置がとられる背景には高等学校が義務化していることのあらわれではないかと考えることができます。このように法律が改定になって、生徒及びその保護者にこれを通知するわけですので、この趣旨というものをきちんとお伝えいただき、市民としての責務をきちんと果たしていかなければいけないというメッセージを、ぜひ、伝えていただきたい。納税者の立場に立って、しっかりと生徒に伝えていただきたいということを切にお願いします。

山田委員 ちょっと、教えていただきたいんですが、こちらの7ページの、この解説のチラシの中の中段よりちょっと下あたりに「新制度は、平成26年4月以降に入学する方が対象です。」というふうになっていて、25年度までに在学されている方は旧制度。これは、結局旧制度に該当する方は、新2年生、新3年生ということですよ。それは、この条文の中では、どこからそれを読めば。

市立高校事務長 一応附則の中で、なお、従前のおりとするというようなものをうたいますので。

山田委員 そうか。

市立高校事務長 条文の中ではなく、その附則というところで。

山田委員 附則の2項ですね。

市立高校事務長 はい。

山田委員 この条例の施行の日前から引き続き高等学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以降の松戸市立高等学校に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。わかりました。

瀧田委員 ちょっと、よく全体がわからないんですけども、年収910万円以上の方には、支

援金というのは入らないわけですよ。そうすると別個に、また授業料というのは、その人たちが払うというような形なんですね。

市立高校事務長 それは入学検査料ということで。

瀧田委員 6条の「市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。」。

何か個別のことを指しているのか、それとも、その市長の方針というか、別なことが起こった場合ということなんでしょうか。

市立高校事務長 ちょっと「還付しない」で終わっていたんですね、6条が。第6条がですね。

そうすると、県立高校に、実は受験したかったのに市立高校に入学検査料を納付してしまったと。そうすると、実際返せなくなってしまいうんですね。ここで、市長が特に理由があると認めたということをやたっておくと……。

瀧田委員 個別の事態において市長が判断しますということですか。

市立高校事務長 そうですね。そうです。そのとおりです。

瀧田委員 高等学校の授業というのが受けやすいというか、経済的理由での退学者が少なくなるでしょうし実になるお金の使い方をしていただくので、うれしく思うと同時に、支援金の意識も高めていただきたい。

それから、4の「第4条中『高等学校』を『学校』に改める。」というのは、例えば、これは専修、高専とか、そういうところのことを言っているんですか。

市立高校事務長 第1条で、これ、ちょっと載っていないんですが「松戸市立高等学校（以下「高等学校」という。）」ということで混乱してしまいますので、そこを整理して「学校」というふうに、全て、こちらの4条のほうは整理をしました。高等学校というと、1条で松戸市立高等学校が（以下「高等学校」という。）ということというふうにならなうたっていますので、高等学校にすると、ちょっと市立高校か……

瀧田委員 それとイコールに解釈されるということですか。

市立高校事務長 はい、そうですね。

瀧田委員 そうですね。そうすると、例えば、各種で、中学から高専というのがあるじゃないですか。高等専門、ありますよね。そういうところを指しているわけではなくて、単なる区別ということですね。市立松戸と。

市立高校事務長 松戸市の条例ということになりますので、その高等学校に限らず、高等教育機関というんですか、ちょっとわからないんです、詳しい内容が。そちらのほうの、高専のほうからの転入者も含めるというような内容になっております。

瀧田委員 わかりました。少し、いろいろ学校に関する考え方を広げたのかなというふうに思いました。

市立高校事務長 混乱してしまうので整理をしたというところが、一番の目的ですね。

山田委員 これに、今回のタイミングの変更とは直接かかわらない、ちょっと前のお話をお聞きしたいんですけども、無償化にかわる以前はどのような制度だったのか、ちょっと教えてくださいいただけますか。無償化になる以前、やはり就学支援金のようなあれがあったんですか。

それと、保護者なり生徒なりの、ちょっと入試の混乱が生じるものかどうかの背景として、ちょっとお聞きしたいんですけども。

市立高校事務長 ちょっと明確な答えになるかどうかかわからないんですが、一応全員徴収というのを。それで、あと一部を減免するという設定です。

山田委員 それは、所得によって一応減免というのが、それは国の整備として。

市立高校事務長補佐 そうですね。市のほうの条例とも絡んでいるんですが、生活保護世帯と、また準要保護の世帯については、授業料については一部減免という形は、21年度まではありました。

山田委員 じゃ、こういう理解でいいでしょうか。21年度までは、減免、一部減免というのは、例えば、生活保護世帯とかいうところまでであって、あるいは準要保護のような世帯までであって、無償化によって一律授業料負担は、かなり軽減をされた時期を受けて、今ここで、また、そういう形を変えて、所得制限の入った、言ってみれば不徴収に近いですよ。そういう世帯に応じて不徴収という制度が、一部残っていたということですよ。変遷としては、それまでは、要は、基本的には全部徴収だったんですね。

市立高校事務長補佐 はい、そうです。

山田委員 すみません。ちょっと、いろいろ聞いている間にわからなくなってきました。

委員長 山田委員が混乱されるのは当然です。国の財政能力によってこんなにも授業料制度が翻弄されているわけですからね。厄介ですよ。

ところでこの改正案にある授業料、入学料、入学検定料の金額というのは以前と同じ金額なんですか。

市立高校事務長 変わりございません。

委員長 県立とも同じ。

市立高校事務長 はい。

委員長 ということですね。じゃ、もとに戻るわけですね。したがって、この条例、つまり授

業料と徴収条例と、ほかに松戸市立高等学校授業料の減免に関する規則というのがあるんですね。山田委員が気になったのは、その点で、この規則というのは条例8条で言う、この資料にはありませんけれども、条例の8条で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で、これを定めるという規定が8条にあります。

減免に関する規則は、この8条の規定により、松戸市立高等学校（以下「高等学校」という。）の授業料の減免について必要な事項を定めるものとするという規則があります。それに基づいて、先ほどご説明いただいた減免措置があるということですね。この規則は、今後とも生きるわけですね。

市立高校事務長 はい、生きます。

委員長 今回ご説明ありませんでしたが、この規則は生きているし、それから、この規則のほうの改正事項は特にはないということですね。

市立高校事務長 今回はございません。

委員長 そういう理解でよろしいですね。

市立高校事務長 はい。

山田委員 もう一度すみません。わかっただけで、あるいは開示できる範囲で結構なんですけれども、実際やってみないとわからないと思うんですけれども、何割ぐらいの生徒が対象になるのか、徴収の対象になるのか。あるいは逆の数字でもいいんですが、もし、わかれば、差支えのない範囲で教えてください。

市立高校事務長 松戸市としては、やっぱり蓋をあけて見ないとわからないんですが、国の試算としまして、全体の約2割程度ではないかというふうな情報が入ってきております。

山田委員 2割程度が徴収対象。

市立高校事務長 はい。

瀧田委員 2割が徴収対象ね。

市立高校事務長 徴収対象という。

松田委員 8割にこれが適用されるということですね。

委員長 平均給与所得、課税対象となる富裕所得の現実、そんなものかもしれないということですね。企業が基本給を上げるかどうかということが話題となっていますが、そうするとサラリーマンの平均賃金が上がっていくと、またちょっと変更があるかもしれませんね。今のところ、国の試算としては2割の人が910万円を超えることになるので、この人たちからは授業料を徴収するという試算なわけですね。

松田委員 もう一つ質問したいのですがよろしいですか。

委員長 どうぞ。

松田委員 毎年度こういう手続をしていくということになりますね。

市立高校事務長 そうです。

委員長 先ほど松田委員が質問された点については、7ページに、この就学支援金支給の流れというフローチャートがあります。これを見ると、どういう順序になっていくのかというのが理解できます。その手続きについての説明会を今月の1月29日に、県として行うということですね。書類の提出等で、ちょっと厄介なことがあるかもしれないので、それは混乱のないようにしなければいけないんですよ。

山田委員 その件についてなんですけれども、仮に、これ、その手続が行われなかった生徒というのは、原則徴収になる。

市立高校事務長 今の時点ではそういう形で、国のほうからは、こういう文書が出ております。

山田委員 所得証明をとるという事務作業が、何らかの理由で滞る生徒の方もいると思いますし、勝手というか家族の協力が、そういう意味ではかばかしく得られないというケースについて、その手続から漏れるというようなことがないかなというようなことが、少し気になったんですが、それは、やってみないと、またわからない。仮定の話ですが。

市立高校事務長 提出したくないという方も、もしかしたらいる可能性もありますので、そこを強制にするかどうかというのは、今後ちょっと教育委員会内でも検討していかなきゃいけない課題かなと、説明会の後にですね。

委員長 それは所得証明ではなくて、これによると課税証明書の提出が必要とあります。

山田委員 課税証明ですね。

委員長 いずれにせよ、始めるとなると、若干のトラブルがあるかもしれませんが、厄介なことがあるかもしれません。しかし、法の適用は平等でなければいけませんので、申請者には、一定の書類を提出していただくことになるでしょうね。

山田委員 私が気になったのは、やっぱり適用されて支援金を受け取れる家庭なんだけれども、はっきり言えば、親が一生懸命その手続をしないがために、その生徒は非常につらい思いをするというようなことになりはしないかというところを、学校なり市なりがフォローできるのか。あるいは出されないものは、もうこれは、しょうがないということになるのか。

委員長 その点については先ほど、松田委員が、いいことをおっしゃっていたんです。つまり

市民の側にも、そういう意味では、そこは法令を守ってもらって、これは税金でもって支援していただくんだから、そういう意識は持っていただく必要がある、ということ、ちゃんと説明してくださいよとおっしゃったんですね。それは必要だと思います。利益を受ける場合には、それなりの手続は、きちっとしていただくことは必要だと思います。

山田委員 周知のための努力を、じゃ、そこはどこまでやるかという。

委員長 そうですね。それは両方必要となりますね。

スムーズに事が運ぶためには、少し時間が必要かもしれません。したがって、県の説明会、どんなふうにもその辺を考えているのか。仮に、そういう書類が提出された場合は、どういふふうに対応策をとったらいのかというふうな指導も、あるいは参考意見もお聞きになってみてください。

瀧田委員 さっき、山田委員がおっしゃったように、ある程度、理解ができていいる家庭はいいと思いますし、高所得の方もいいと思うんですが、就学支援金以外に高校生、奨学給付金ですか、これが別途用意されていると書いてありますけれども、これというのは、例えば、生活保護家庭にも出ますということなんでしょうけれども、給付金なので返済義務というのが、ないんですね。

市立高校事務長補佐 一応奨学のための給付金の制度は都道府県単位で行ってしまして、行う予定なんです。

それについては、県のほうに申請はするようになるんですが、給付ですので、その後、返すということはないです。

瀧田委員 ないですね。

市立高校事務長補佐 それも生活保護世帯を含めて、低所得者に対して段階的に幾らというようなものが、今ある程度出されていますので、それを、周知を、この就学支援金と同時に、入学者にはこういったものもあるということは、周知を図るべきだとは思っていますので。

瀧田委員 そうすると、自分で払う人と、それから支援金の人と、それから特別就学給付金の3種類になりますね。

市立高校事務長補佐 そうですね。就学支援金を受ける方の中に、さらにそういう、もっともらえる方とか、別にもらえる方というのが出てくるということになりますね。

瀧田委員 わかりました。いろんな段階があって混乱しますよね。生活というのは、3年間同じような状態ではありませんから。事情が変わる家庭も多いと思いますので、その辺が大変

でしょうけれども、事務的なことで、落ち度が無いように、丁寧にしていただきたいと思います。

ある程度の一定の理解ができて、一定の行動ができる家庭ばかりではないということもありますので、そうかといって、子供たちが、それだけ自発的に処理ができるかということ、そこまでは育っていない場合が多いですから。できれば子供たちにも、その理解ができるような、説明の場があってもいいのではないかと私は思っていますね。

委員長 政治のやりとりで、こういう混乱が生じるのは残念ですよ。高等学校が、ある程度、義務教育の延長だと思えば、無償化が前提で、本来それでいいんだと思います。それが教育国家の原則だと思いますね。それを前提にして、就学困難な人には奨学金を給付するという2段階が、本当は一番簡単なんです。それを、何でこういう形にするのかということ、政治が勝手に動かしているわけです。

全く余談ですけども、アメリカの大学は授業料を取りますね。大学によっては相当高いです。ドイツの場合は、大学は、一部の大学を除き、授業料はすべて無料です。その上に給与方式の奨学金があります。奨学金の金額は学生によって一人ひとり違います。月の生活費が仮に10万円必要だとすると、この10万円を保護者の収入等によっていくら負担できるかが計算されます。親が5万円援助出来るとすると、残りの5万円が奨学金の金額となります。親の収入が多ければ奨学金はゼロに近くなり、逆に親の収入が少なければ上限10万円まで給付されます。

つまり大学の授業料は要らない。しかも、子供が大学で勉強するためには生活費が必要。だから、そのための生活費は親の所得に応じて、全額支給または一部支給する方式での奨学金制度です。日本のように一律いくらという方式ではありません。

国の教育政策のあり方の違いですから、日本と比較するわけにはいきませんが、そういう国もあるということです。したがって、日本政府は若い人の国際競争力をつけるというのであれば、その点を考えたほうがいい。学生がアルバイトをしなければいけないというのは生活費のためなんですよ。生活費がなくても大学で勉強しなさいというのは無理なんです。その発想が全然違うので、高等学校の授業料を、せっかく無償制度化したのに、こういう形で逆戻りするというのは、ちょっと不満です。しかし、仕方ありませんので、混乱がないような事務上の運用をしていかなければいけないですよ。

ほかに、何か質問等ありますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第1号の質疑及び討論は終結し、採決したいと思います。

議案第1号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第2号

委員長 次に議案第2号「社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 お願いします。議案第2号「社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を松戸市議会3月定例会に提出するよう、市長に申し入れをするために教育委員会議事でご承認をいただきたいものでございます。

提案理由につきましては、平成25年6月14日に交付をされました地域の自主性及び自立性を高めるための、改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱に係る基準を新たに定めるとともに、そのほか社会教育委員に関して必要な規定を整備するためでございます。なお、社会教育委員の委嘱の基準等について、これまでは社会教育法で定められておりましたが、今回の改正により市町村の条例で定めることとなりましたので、文部科学省令で定める基準を参酌し、条例の一部を、改正を行うものでございます。

資料の4ページ目をごらんくださいませ。4ページの条例案、新旧対照条文でございます。

1条及び2条につきましては、この条例が平成10年3月以降、改正を行っておりませんでしたので、条例の形式を整えるための改正でございます。第3条の委員につきましては、社会教育委員の委嘱基準について文部科学省令で定める基準を参酌いたしまして、そこに書いてございますように、次に掲げる者のうちから「松戸市教育委員会が委嘱する。(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4)学識経験のある者」と定めるものでございます。

続きまして、旧法でいいますと第4条から第9条を、今回は7条までになりましたけれど

も、条例の形式を整えるための改正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第2号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 実質的に変わるというところが3条ということによろしいですか。

社会教育課長 さようでございます。

山田委員 それ以外は形式的なもの。

社会教育課長 はい。

山田委員 3条についてなんですが、ここに4つのカテゴリー分けをして、それぞれ委嘱する、どの分野からという分野をご指定いただいたんだと思う。これ、もともと何か、省令か何かで決まっていたんでしたっけ。

社会教育課長 これまでは社会教育法の、次のページでございますけれども、6ページに載ってございますけれども、社会教育法、上に書いてございます社会教育法で、社会教育法の中で、同じカテゴリーで決めておりまして、松戸市もこれに基づきまして委嘱させていただいておりました。今回改正によりまして、この細かいものが削除されてしまいましたので、来年、平成26年からは各市町村のほうで、各教育委員会のほうで委嘱基準も決めるということになりましたので、今回、その下にございます省令につきましても同じカテゴリーで基準を提案していただいておりますので、それを参酌しまして松戸市の条例の中で改正をさせていただきます。

山田委員 つまり、この社会教育法の変更が、施行日平成26年4月1日になされるというのに、こうして、こちらも変わるという。

社会教育課長 はい。

山田委員 そうすると、それ以下のカテゴリーというか、例示の仕方というのもあり得ないということなんですか。

社会教育課長 あと、全国の中で、やはり特異な地域もございますので、そういったときには各教育委員会の中で参酌をして決めても構わないということでもございましたが、松戸市の場合、これまで、この項目で、この4つのカテゴリーの中で委嘱をさせていただいて問題もございませんでしたし、いろんな意見もいただいております。また、教育委員会の中で協議した中でも、この4つの皆さんにお願いする、引き続きお願いするというような形でいいと

というような結論に達しましたものですから、今回条例として提案させていただきました。

山田委員 ありがとうございます。

最後にそれに関連して、今現在の、ごめんなさい、それぞれの分野から何名ずつ委嘱されているか。もし、お手元でわかりましたら、教えていただけますか。

社会教育課長 学校教育関係者は1名でございます。社会教育関係者が3名でございます。家庭教育の向上に資する活動を行う者が2名、引き続きまして、学識経験のある者が3名、定員10名でございますが、現在9名の委員の方をお願いをしております。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 ただいまの数字は、「松戸の教育」の平成25年度版、106ページに載っています。

山田委員 今日は持って来なかったもので、大変失礼しました。

委員長 現実に選出区分としては、この新しい条例の3条の1号、2号、3号、4号委員の形で分類されています。

先ほど、ちょっと説明、補足されたのは、例えば、千葉県でもあるんですけども、島を抱えているようなところ、あるいは島嶼からでき上がっているような地域は、場合によっては、そういう島、主だった島からも選ぶというふうな工夫もあり得るんだと思いますね。その辺の自由裁量は、条例で任せましょうということですね。

松田委員 第4条についてお伺いします。現行の規則、第2項には、任期中であっても教育委員会がこれを解嘱することができるとなりましたが、今次これを削除した理由というのを教えていただきたい。

社会教育課長 従前も、先ほどご説明しましたとおり、改正が平成10年からされておりませんで、こちらで社会教育委員さんに委嘱した段階で非常勤公務員になります。ですので、公務員でございますので、私どもと同じような形で、処分規定のほうで対象になりますので、非常勤公務員としての非違の中で同じような対応ができますので、わざわざ条例に載せなくても非常勤公務員の中で、もしも、そういうことがあれば対応させていただきたいということで削除させていただきました。

松田委員 わかりました。公務員の規則に準ずるとのことなので、あえて、ここで載せる必要はないということですね。よくわかりました。

社会教育課長 さようでございます。

瀧田委員 4項目、4号に、明確に書いてありますけれども、これは改正前の、次の6ページの改正前の「社会教育委員は」というところに全部書いてありますよね。文言整理かなとい

うふうに思っていたんですけれども、今松田委員がおっしゃったように、この解嘱すること
ができるということのカットしたというのが、公務員の職務規定に準ずるということで必要
ないのだと思いますが、前、選挙にその肩書きのまま出てもいいのですか。

社会教育課長 市議会議員に立候補ということで……

瀧田委員 いや、選挙に出るとのことです。

社会教育課長 我々も同じですが、選挙に立候補……

瀧田委員 いけないということはないのですか。

社会教育課長 選挙に立候補するときには職を辞さないと言われてみませんので、同じような対応
をさせていただくと思います。

瀧田委員 実際にそういうケースが、近年2例ほどございましたので。

社会教育課長 わかりました。

瀧田委員 その辺は、きっちりおっしゃって、そして、しっかり選挙に出ていただくように。
お願いします。

社会教育課長 ありがとうございます。

委員長 瀧田委員のおっしゃるのは、特に他市で立候補する場合にはチェックできないから、
そういう点でも、ちょっと目を、見張っておいてくださいという含みもあります。

社会教育課長 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

今の資料の6ページは、公民館運営審議会委員についても同じようなことが言えるわけ
ですが、現実に「松戸の教育」107ページの公民館運営審議会委員は1号から4号委員に分類
されて、選出されておりますね。

社会教育課長 昨年、改正はさせていただきました。

委員長 そうですね。

今後は、このような表をつくる時は、何号委員、何号委員と入れなければいけなくな
りますね。そこは前にも出ましたので整合性をとってください。

社会教育課長 はい。

委員長 よろしゅうございますか。実質的な変更はなさそうです。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これで議案第2号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第2号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第3号

委員長 次に議案第3号「松戸市学区審議会に対する諮問について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 説明の前に資料の訂正をお願いしたいと思います。資料の2ページ目でございます。

「1 開設の目的」の項目で、4行目に「知的障害特別支援学級は12」とありますが、これは13校に変更していただきたいと思います。

次に「4 市内の特別支援学級（知的障害）の」というところですが、1行目の「現在、そのうち24校」を28校をお願いいたします。

次の行「知的障害特別支援学級は」13校31学級と変更していただきたいと思います。もう1カ所、3ページに、一番下の箱の中の東部小学校在籍生徒数「8名」を9名に変更していただきたいと思います。

大変申しわけございませんでした。これから説明をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第3号「松戸市学区審議会に対する諮問について」提案させていただきます。知的障害特別支援学級を梨香台小学校に開設するに当たり、学区の変更について審議会に諮問するものでございます。

梨香台小学校に知的障害特別支援学級の開設については、現在松戸市南部（北総線沿線、市川市との市境付近）で、知的障害特別支援学級が設置されているのは東部小学校のみという現状です。梨香台小学校学区からは東部小学校は遠い状況であり、梨香台小学校学区で特別支援学級入級を希望する児童にとって、梨香台小学校に知的障害特別支援学級の設置が待たれる状況でございます。さらに昨年末、現在梨香台小学校学区において、平成26年度の新入学児童として3名が知的障害特別支援学級に入級を希望しております。

梨香台小学校に知的障害特別支援学級を開設することにより、この地域における支援の必要な児童生徒の知的障害特別支援学級の利用がしやすくなり、児童生徒の潜在的な教育的ニーズにも応じることが可能となると考えております。

以上のことから、梨香台小学校に知的障害特別支援学級を開設することに伴い、学区を変

更しなげなければならないため、学区審議会に諮問することになりました。なお、松戸市学区審議会の開催は、本年1月28日を予定しております。梨香台小学校に特別支援学級を設置することについても、あわせてご審議のほどを、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第3号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 梨香台小学校に、その知的障害学級は、とても好ましいことだと思ひています。

県費の指導員が、先生がお一人ですね、生徒は新入学希望者が3人で4人になるのですね。

学務課長 そうです。

瀧田委員 もちろん、希望者がふえていることもあるんでしょうけれども、途中から入ってくる方もおられるでしょうもう少し県費の職員の他に特別のスタッフとか、特別な方をお考えになつていらっしゃいますか。

学務課長 現在特別支援学級には県費の本務教員が、8名に対して1名つきます。児童生徒に。

瀧田委員 8名に対して1名。

学務課長 つきます。それと児童生徒の数に応じて、松戸市の市費の特別支援学級補助教員あるいは補助員という臨時の職員を派遣しておりますので、当学級においても、子供たちの支援の必要性の度合いに応じて、その人数を決めていきたいと考えております。

瀧田委員 わかりました。柔軟に対応していただかないと、これ、1名に決まっているということではなくて、やっぱりケースによって、手のかかる場合があるでしょうから。市費の補助教員という形、なるべく考えていただきたいと思つたものですから、お願ひしました。

学務課長 ありがとうございます。

山田委員 新設される関台、東部小の校区が、それに新設される、今度関台小学校によつても関係がしてくると思ひますけれども、この南部というんですか、市の南のほうに行きますと、今まで東部小学校がほとんど、そこに集中して来られたということなんですけれども、これで梨香台と、その関台を絡めた関係では、その分布としてどうなつているかとか、そういうのはわかりませんか。

学務課長 関台、新設の学校にも特別支援学級は設置予定でございます。

山田委員 そうですか。

学務課長 設計図の中に、既に盛り込んでありますので、開校当時に開設したいと思つており

ます。

山田委員 わかりました。

学務課長 それで、今東部に集中している子が分散できるというふうを考えております。

山田委員 かなり距離が遠いので、いかがかなと思ったんです。こういうことは、私どもは予算の関係は、どこまで許せるかというのはわからない。正直に言うと、ちょっとよくわからないんですけども、こういう問題について、さらに進めるべき学区あるいは学校も、まだ、あるというふうな状況でしょうか。この梨香台に限らず。

学務課長 今、特別支援教育に関する考え方が随分変わってまいりました。ひところのように、その特別支援学級という、くくられた中で教育するというのもありますが、通常学級にも支援を必要とするお子さんはおります。ですので、今のところ、どこに設置するかとかという具体的なことよりも、ニーズをこちらで把握し、必要に応じて、この特別支援学級は開設していきたいと考えております。ですので、将来的、乱暴な言い方かもしれませんが、全小・中学校に特別支援学級は設置したいという構想は持っております。

山田委員 ありがとうございます。教育の機会の選択の幅といいますか、機会をよりふやすことと思いますので、ぜひ、可能な限り進めていただきたいということでございます。

以上です。

松田委員 今のご説明でいきますと、この案件の中には2つの課題があるということでしょうか、一つが開設についてであって。開設の可否について、ここで問うということ。二つ目に、これを学区審議会にかけることについての是非ということ、そう考えてよろしいでしょうか、そこでその開設に当たっての確認ですが、この教育委員会が必要だと認めれば、それで開設が可能なんだということですね。それ以外の基準は何もないということですね。

次にその場合、当然ながら県のほうから県費負担職員を、当然任用していただけるということですね。もうこちらが、学級開設を決めれば自動的に教員が設置されるものなのかどうか。教えてください。

学務課長 後ほど研究所長にも説明を加えていただきますが、今は特別支援学級に限らず、学級のあれは、認可制ではなく届け出制に変わりました。ということで、もちろん、それまでには生徒数・児童数をこちらが掌握して、県とのやりとりはあるにしても、今現在は届け出ということですので、この場で設置についての承認をしていただければ、それがイコール設置可能というふうに思っております。

松田委員 続けてなんですが、極端な話、今学務課長から、できれば全校に開設をしたいというご希望が語られましたが、教職員等の人員については、さほど大きな心配をする必要はないという理解でよろしいでしょうか。需要があれば、ここで決めれば開設できるという流れになるとの説明のように伺いました。

教育研究所長 やはり一番大きな課題になってくるところは教員の配置というところになると思います。やはり専門性が求められるという部分もあります。そういうところの中で、やはり、つくりたいから、すぐにつくるということには、なかなか出来ず、子供がいるのでつくりたいということも、なかなか出来ない現状もあります。

それも踏まえて、最低でも1年ぐらい前から、学校でこういう子供がいるので、ぜひ、つくっていききたいと思うんだけど、実は、その学校の中でできる教員がいれば、その先生に、その腹づもりをしていただいて、研修も積みながら次年度に向けてやっていただけないかというような話もさせていただき、さらにはこちらで、いろんな学校にいる人材を集めてというところも含めて、人員配置ということを考えております。その中で、やはり一気に学校をふやすということは、なかなか、そういう現状の中でできないというところで、集中している学校を分散するというような方向の中で、1年に二、三校程度ずつ、少しずつふやしていくといったのが現状でございます。

そういう中で、やはり、子供がいて教員がいて、初めて、その学級が設置できるというところを踏まえて、今進めているところでございます。

松田委員 もう一つ、お願いします。今教員の専門性の問題があるということですが、この学級を持つに当たっては特別な免許が必要なのかどうか、それはいかがでしょうか。

教育研究所長 現段階では特別支援教育の免許そのものは、特別支援学級においては必要なくて、小学校の免許があれば小学生の指導はできる。中学校の免許があれば中学生の指導はできるということになっております。ただ、やはり専門性を積むためにいろんな研修を積んでいただき、できれば指導している中で、特別支援学級教諭免許を取っていただく方向もお願いしております。現在、通常の中でも、通常学級を担任しながら免許を取っている方も、年間二、三十名ほどはおりますので、そういう中で3年ぐらい、それを継続すると免許が取れるという現状はありますので、それはこれからも、こちらで進めていきたいと思えます。

松田委員 わかりました。ありがとうございました。こういうような学級をつくることによって、多様な教育的ニーズに少しでも答えられるということがあれば、これは、開設について

は反対する理由は何もないのではないかと思います。児童生徒の自立と社会参加ですか、こういったことについても、このような教室の中で実現に向けて、可能性が広がるのであれば、この案件の第1点目の新規開設については、私は大いに賛成です。

以上です。

委員長 松田委員がうまく分類してくださいましたので、私は別の質問をします。資料の6ページをご覧ください。6ページに、新旧対照表がありますね。このようにすることが、ここでの承認事項ですね。ところで1ページは「松戸市学区審議会に対する諮問について」を3号議案としています。その説明のところに、審議会に対して「別紙のとおり諮問する。」とありますね。ここでいう諮問事項は何ですか。5ページの図に線引きしてある。

これが諮問事項かどうかということの確認です。

学務課長 1月の、今度の28日の学区審議会では、この図にある、4ページ、5ページにある東部小と梨香台小との線引きの審議を諮問するところでございます。

委員長 「別紙のとおり」という、この別紙が、きょうは添付されていません。学区審議会への諮問は、何町の何丁目から何丁目までという形で出てきますよね。それがありませんでした。図を見れば、東部小に通っていた南部の子供たちが、今後は梨香台小学校に通学することになるのだなど、大体理解されます。その結果うまいぐあいに配分されることになる、ということはおわかりですので、特に異議はありません。

学務課長 大変失礼しました。

委員長 そういう理解でいいですね。

学務課長 ありがとうございます。

委員長 そういうご理解で第3号議案をお考えください。したがって、ここではこのように、学区の区域に関する規定は、改正案のようになるんですよということで、それを了承していただく。具体的な学区の割り当てについては、審議会に諮問して審議をしていただいて、改めてここで、それを確認するということになりますね。

よろしゅうございますか。

それでは、議案第3号につきましては、ここで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第3号につきましては、諮問事項をこのように理解した上で、原案どおり決定することによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。ご異議がないものと認め、議案第3号は原案どおり決定いた

しました。

学務課長 ありがとうございます。

◎報告第1号

委員長 次に報告等になります。

初めに報告等の第1号ですが「平成26年松戸市成人式の結果について」を、ご説明願います。

社会教育課長 平成26年松戸市成人式につきまして、ご報告申し上げます。

教育委員の皆様におかれましても、成人式にはご参列いただきまして、まことにありがとうございました。

今回の対象者でございますが、11月8日現在で4,342名おりまして、今回の出席者が2,655人、出席数でいいますと61.1%でございます。

また、来賓につきましては、出席者55名を出席いただきました。国会議員の方が1名、県会議員が5名、市議会議員が33名でございます。従事職員でございますが、教育委員会から26名、選挙管理委員会から9名、合わせまして35名の職員で運営させていただきました。

また、実際の舞台等の運営につきましては、平成10年から新成人に担っていただいております。次の3ページ目をごらんいただきたいんですがございますけれども、平成26年松戸市成人式協力者ということで、新成人スタッフ12名、一応上に書いてある12名が、昨年の6月から、22回打ち合わせ、または練習等を重ねまして、また、その途中からボランティアスタッフの受け付けは当日、またミュージカル、新成人の主張の方については、昨年の10月ごろから一緒に練習等を重ねまして、当日を迎えました。事故もなく、無事終了いたしました。

ただ、1名女性の方が、朝からちょっとぐあいが悪かったということで、お着物を召されて来たものですから、ぐあいが、ちょっと立ってられないということで、救護室のほうで休憩をされまして、お昼過ぎにお母様が迎えに来られまして、ご自宅のほうに帰られました。というのが1件ございまして、あとは事故等ございませんでした。また、着つけコーナーの、毎年設けているんですが、かなりの方が、なれない着物でございますので、直しに来ていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょう。何か、ご意見等ありますか。

山田委員 毎回成人式には、ちょっと意見させてもらっているんで、感想を申し上げます。

教育長が講評という形で、その青年の主張の部分についておっしゃった言葉、大変、私も感慨深く聞かせていただきました。やはり、ああいう意味での、大人世代といえますか、成人式としての意味合いをどこに持たせるかというのを、もっともっと、やっぱり考えていていただきたいというのが、私の感想です。

教育長がお話になっているときに、これはもう主観的な感想ですが、自分の体験をもとにしっかり話をすると、しんとして聞いているんです。言葉が届いているな、届いているなという感じがある。

やっぱりそういうことを、主催者だからという大人の世代は、投げかけ、責任感を持ってもらうべく、ある意味感動というか、心に届く言葉をどう発することができるかということの場面を、さらに私は、そこに何らかのメッセージを含ませ過ぎることはいけないのかもしれませんが、私は、どうもそこに成人式としての意味合いがあるような気がしておりますので、そういった意味では、さらにそういった方向の中で、ぜひ、深めていただきたいと思いました。

成人たちのスタッフがつくり上げられたミュージカルも、なかなか興味深く拝見しました。すばらしいものではありました。恥ずかしがらずに、そこまで舞台上でやれるというのが、それだけでもすごいと思いますが、そういったことも含めて、来年以降に向けて何を、我々、我々というか、市、主催者あるいは大人世代からのメッセージとし、何を自発的なセレモニー、セレモニーというか、自発的なイベントとして表現の場面とするのか、お任せにならないで、一緒になって考えて、一緒になってつくっていただきたいというふうに思いました。

以上です。

瀧田委員 私も楽しみに、伺わせていただきました。ことしは華やかで、大変結構なことだと思います。

ひところ大変荒れていたことがありました。それから、いろんな改革を重ねられ、今のように、割合に中央に集中するようになってきましたね。

大人からメッセージを出したのは市長さんと教育長だったんですが、いずれにしても短い時間の中での発信だったので、聞いている人は、もちろん、心に深くとめたと思いますけれども、できればメッセージ性のあるものを少し取り込んでも、いいんじゃないかなと思います。

一番大人になるところで、本当に悩んでいる人は悩んでいるはずなんですよね。ですから、ある意味、大人からのメッセージをきちっとした形で伝えるという場も必要なのではないのでしょうか。今まで同年代の仲間がやっているから、一生懸命見ようよ、聞こうよ、共感を持とうよという感じだったんですけれども、少し、もの足りないような気もなくはない。これは単に私の感想です。

いろいろな取り組みをなさってその取り組みの柱に社会教育課がなっただけであれば。もちろん、今の運営とか意見をどんどん出して膨らませていくというのは、いいと思いますよ。実行委員会の存在は、柱として大切です。非常に映像もよかったし、映像は、あれは頼んでいるんですね。

社会教育課長 ええ、業者をお願いしてございます。

瀧田委員 とてもきりっとしていますよね。別に格式が低いとか、そういうんじゃないんですが、どうでしょうか。

山田委員 ちょっと、その点だけ、すみません、2度目で。映像はやっぱり業者に頼むから、松戸だろうと東京だろうと大阪だろうと関係ないような時代背景がある。

本当を言うと松戸というのが、ちょっと出るといいなというふうには私は思いました。ただ、それをやると、なかなか難しくなると思いますけれどもね。

瀧田委員 頼んでいるからね。

山田委員 そう。きれいにはできている。

瀧田委員 きれいにまとまっています。

山田委員 特に音楽と絡めると、みんな聞きますし、思い出す。

瀧田委員 それから、司会者の踏台置いてくださったんですね。ちょっと高くね。

社会教育課長 それは参考にさせていただきました。

瀧田委員 ちょっと高くしていただいたから、司会者たちの姿が安心して見られました。

それから、手話の方に光が当たらなかつたりするときもあった気がしましたが、難しいですよ、スポットを当てるときに手話の方が外に出ちゃうとかあるんでね。その辺を、全体的なアドバイスをするという立場で見ていただく必要はあると思います。

以上です。

松田委員 まず、考えたのは、成人式というのは何だろうかということです、併せてこの事業評価はどのように行われるのかということです。それを、今答えを求めるわけではなく、自分でも考えてみたいと思いました。

出席者数が2,655ということですから、先ほど山田委員がおっしゃっていただいたように、教育長からの話を、その会場の中の何人ぐらいが聞いているのかということです。教育長のことばが、私たちが伝えたいメッセージになってくるとは思います。市からの伝言を聞き市について考えていただいた人、あるいは市民について考えていただいた人というのが、この中でどのくらいいるのかということを考えてしまいました。

それで、お願いしたいことは、こういったことの事業評価、つまり、単なる何人出席したということではなくて、出席した人は何を感じていったんだろうかというアウトカムの評価というようなものを、考えていただきたいと思うんです。成人式とは新成人にとって何なのか。

以上です。

教育長 実は、毎年成人式の前日、1月のあの連休はいろんな大会が、中学校ではありますので、滅多に出られないというか、松戸市の成人式に出たのは、私は、実は初めてなんです。そういうこともありまして、今回の成人式ではいろいろ考えさせられました。

例えば、今、松田委員からあった評価についても、この前の教頭会議ではこういう話をしました。参加率というのも、これも一つの評価です。一方で、私は、やっぱり同席していて、ものすごくいろんなことを感じて、例えば、今年成人したあの子たちというのは、ゆとり世代の真ただ中で、どちらかという今のメディアでは、いろんな意味で批判というか、ゆとり世代という言葉にもあるように、やゆされたりすることの多い年代なのに、あれだけまとまったものを、あの代表の子たちがきちっと運営できたというのは、大人にする力というのは一体どういうものなんだろうと。それを考えると、学力とか、一言でくりますけれども、生きる力とかそういったことも含めて、もう一回、やっぱり子どもたちにつける力というのはどういうふうにとらえたらいいのかなと、そういう学校教育の立場からも、いろいろな思いをさせられた日でありました。

ですから、運営についても、自主性という言葉は、確かにいいんですけども、でも自主性に任せている限り、なかなかあの子たちの能力は絶対に超えないわけで、こちらから、いろいろな主導的な部分も、じゃ、どのくらい加えればいいのかと。やっぱり、そういう議論が、毎年毎年あっていいのかなというふうに思います。毎年できる部分まで、とにかく頑張ってみる。それを繰り返していきながら、やっぱり成人式も、私は生涯学習の一つの場だというふうにも感じていますので、いろんな意味から、この行事を考えながら、また来年に向かってというふうに、そういういろんな思いをした日でありますので、いろんな意見を、ぜ

ひ、お聞きしたいですね。

委員長 僕は、最初は1階の一番後ろにいました。市長の挨拶を聞いたあと、2階に移動しました。1階の一番後ろの席は特別支援学級の人たちが、たくさん座っていました。皆さん、ものすごくよく聞いていました。それで2階席からは、人の移動がよく見えますし、舞台上の人達の声の出し方等がとても、よく聞こえました。

今皆さんがおっしゃった感想と合わせますと、感想が幾つかあります。司会の男性の声は、ものすごくマイクが通っていましたね。あれぐらいに、声を出さないと、後ろのほうにははっきり伝わらないかもしれないです。それと比較すると新成人の主張をされた方の声は、マイクの通りが少しもの足りないと思いました。

書いてきたものを読むだけはマイクに声が伝わらないと思います。内容は素晴らしいのに聞いているほうに聞こえなかった分がもったいない気がしました。上から見ていてわかるのは、会場内の人の動きです。最初は3分の2から4分の3弱ぐらいの座席の埋まりぐあいだったんですが、徐々に後部席のほうから順番に減っていき、最後は3分の1ぐらいになりました。

上から見てみると、会場内の人の動きがよく見えたので、そこを工夫すると、もうちょっと効果があるような気がしました。つまり、メッセージをどう伝えるかもありますが、メッセージを何にするかということも含めて、その辺を工夫すれば、もう少し伝わるものがあつたのかなと思いました。

外では1組のカップルが結婚式を挙げていました。人前結婚式ですね。男性は羽織袴を着ていましたが、女性のほうは、あの寒い中ウェディングドレスでした。外の石段のところで興味深く見ていましたけれども、成人式の日会場に結婚式を見るのは初めてですね。そういう意味では、動き回っていると発見があるものです。

瀧田委員 今年は何れ着が多かったですね。2年前、東北の大震災があった後はスーツで参加の女性も結構いらっしゃいました。着物姿に顔に金属の飾りを複数つけているのは少し違和感がありましたが。

委員長 皆さん、豊かになったんです。そう言われる一方で、4階の、レセプションホール入口の一角に子宮頸癌予防のコーナーが設置されており、受付の人に聞いたら、人の話をちゃんと聞きに来る人もいますよという話でした。そういう派手派手だけれども、きちっとあそこ行くという人もいるわけですね。

瀧田委員 別に派手で駄目というわけではなく、一応感想のみ。

委員長 ちょっと苦情めいたこともありますね。僕の発言は僕の意見でした。成人式が年々よくなるということを、我々は期待しますし、教育長はとて素晴らしいことをおっしゃったと思います。成人式を生涯学習の場としてという指摘は大事ですよ。そうすると、去年の人と、あるいは今までのOBも呼んで何かやる。企画の段階でそういう人たちと一緒につくっていく。場合によっては、次の年の人も来られるというふうなこともあっていい。

そうすると連続性が出てくる。ことしは、そのきっかけをつくりましたよね。3人の人たちが、去年の成人式は雪で大変だったと言いながら、振り返るようなことを、ちょっとやってくれたわけでしょう。そういう意味では継続性を持たせましたよね。

社会教育課長 毎年OBの方にも声をかけておりまして、今回の受付をお手伝いしてくれた3人はOBの方でしたり、あと会議のときにも先輩のご意見みたいな形で来ていただいて、経験談を聞いていただくとか。

委員長 いいですね。

社会教育課長 ただ、舞台技術の舞台の場はプロの方が、実際に興行をやる方が全部舞台の周りをやってくれるので、その緊張感の中、2回リハーサルをやりますので、そういうところでも大分、スタッフ、新成人の皆さんは緊張感が高まってきて、我々素人がやるのと違っていて、やっぱり厳しい目で指導したりとか、ライトの当て方とかもプロの目線でやっていますので、12月に1回リハーサルをやったときには、これでできるのかとすごく心配になりましたが、前日の12日のときには、もう大分固まって。でも、朝9時から夜中の8時まで、ずっと練習をされて、あそこまでまとめ上げましたので。

委員長 そうでしょう。男性の、あのダンスなんか、かなりそろってましたからね。

社会教育課長 そうですね。最初は、もう全然踊らない人もいまして、心配しました。

委員長 そういう継続性というか連続性というか、そして生涯学習の場という、それに利用するというのも、考えようによってはいいかもしれませんね。

それでは、よろしゅうございますか。

◎報告第2号

委員長 報告等の2ですが「松戸市制施行70周年記念ハーフマラソン 第59回松戸市七草マラソン大会の結果について」をお願いします。

スポーツ課長 それでは、1月12日に開催をいたしました「松戸市制施行70周年記念ハーフマ

ラソン 第59回松戸市七草マラソン大会の結果について」報告をさせていただきます。

その前に、当日ですけれども、朝早くからお忙しい中、瀧田職務代理者、それから山田委員には開会式にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

当日ですけれども、寒波が来ている中でも、気温が、結構高いほうだったというふうに思いますし、風もなく穏やかな一日で、マラソン日和だったんじゃないのかなというふうに思っていますし、ランナーの皆さんも大変喜んで走っておられたことを、まず、報告をさせていただきます。

それでは、資料のほうに基づきまして、報告をさせていただきます。

まず、1番ですけれども、午前9時20分に、まずハーフの部をスタートいたしました。

その後、順次、各種目ごとにスタートをいたしまして、最終的に午前10時20分、5キロの部をスタートいたしました。この午前というのは、すみません、削除をお願いしたいと思いますけれども、12時8分にハーフマラソンの部の最終ランナーがゴールをいたしました。

4番です。参加人数ですけれども、申し込み数6,178組、申し込み人数が6,616名、完走数ですけれども、5,342組、完走者が5,755名ということでございます。当日の朝、受け付けをいたしておりまして、その人数が出ましたので、ここでご報告をさせていただきますけれども、当日の朝受け付けたのが、6,026名でございます。完走が5,755名ですので、完走率が95.5%になります。

次に5番の当日従事人数ですけれども、1,227名でございます。この中で、内訳の中段にございますボランティア、今回初めて、町会の方々にボランティアとしてご協力をいただいております。これが、コースの沿線となっております小金原では6町会自治会、そして八ヶ崎では5町会自治会の方々、193名の方にご協力をいただいております。

それから、その下、高校生ですけれども、これまでは市松と専松の陸上部の生徒にお手伝いをいただいていたんですけれども、今回は、松高、小金、松戸国際、松戸向陽高校の陸上部の生徒にもお手伝いをいただいておりますし、また、松高の吹奏楽部の生徒も沿道で演奏して、選手の応援をしていただいたということでございます。

それから、その下のスカウト、連絡協議会の方々にも応援をしていただきました。

それから、あと、そのほかの団体ですけれども、それぞれハーフということで、今回初めて、今回は前回よりもかなり多くの方々に応援をいただいておりますし、前回、第58回の七草マラソンの従事人数は493名でございました。今回734名が増となりまして、前年比で

151%になります。

それから、6番の施設関係でございますが、今回はハーフマラソンということで、給水所を4カ所、関門を3カ所、救護所を4カ所、仮設トイレ20基を用意いたしました。関門3カ所につきましては、第1関門は10.8キロ地点、これは消防訓練センターの付近になるんですけども、10時50分の設定時間で、ここを通過できなかった選手が4名ございました。

それから、次に第2関門ですけれども、15.2キロ地点、これは小金原公園付近になりますけれども、ここの設定時間が11時20分です。通り抜けることができなかった選手は7名ございました。次に第3関門ですけれども、これは八ヶ崎のさくら通りの336号線の突き当りのところでございますが、17.9キロ地点で、設定時間が11時45分でしたけれども、ここは全員がクリアして通っていかれたということで、関門で走れなかったという方が11名ございます。

次に7番の出店でございますが、スポーツオーソリティ、松戸青年会議所、大塚製菓につきましては、例年出店をいただいているわけですけれども、そのほかに、今回は市内の商店会より8店舗の出店をいただきました。当日は大変にぎわっていたということでございます。

それから、8番目、事故・トラブル・苦情等でございますが、事故につきましては、大きな事故というのは特にございませんでした。ここに書いてあります「看護師、赤十字特殊救護奉仕団による処置（11件）」でございますが、転倒によるすり傷、関節痛等により走れなかったというような方々はいらっしゃいましたけれども、救急車で運ばれるようなことはございませんでした。それからトラブルというのも、大きなトラブルはございません。

苦情等でございますが、小金原地域につきましては折り返し点等がありまして、なかなかわかりづらいということもございまして、交通規制が複雑過ぎてわからないというような苦情が入っております。

それから、ハーフマラソンの距離ですけれども、600メートルほど短かったというような苦情等もございますが、こちらでは、実際にはかったところ、248メートル、実際よりも、ハーフよりも多少足りないということで、これは陸上競技協会とも、この248メートル足りないのは仕方がないだろうということで実施をいたしました。

次のページですけれども、これは参考にごらんをいただきたいと思えます。これは種目ごとの申し込み人数に対する完走者人数でございます。完走率ですけれども、これは、完走率は、あくまでも申し込み人数に対しての数値になってございます。

それから、次のページですけれども、これは各種目ごとの上位入賞者でございます。

参考に見ていただければというふうに思います。

以上、簡単ですけれども、ご報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

松戸七草マラソンについては以上のとおりですが、何かご意見等ありますか。

山田委員 拝見させていただきました。まず、ハーフが初めてでしたので、運営上、大変だったなと思って見えています。特にスタートが、やはりスタートし終わるまでに5分以上かかっているのです、最後のほうで、私、曲がり角で、信号で立って応援していたら「俺たちって、今もうスタートしているの、してねえの」と言いながら走っているんです。結局、いつ、どこでスタートしたのか、多分後ろのほうの人が徐々に前に歩いてきて詰めていって、いつの間にか走り出しているんでしょうけれども、これはしょうがないんですけれども、やっぱりキャパシティ的に、かなり、ちょっと無理があるということは感じました。

これは、次回以降どうされるかは、いろんなところでご判断されるんだと思うんですけれども、さらに距離の問題もあるんだらうと思うんですけれども、工夫をされたほうがいいだらうなというふうに思います。ただ、これだけの人が来られて、やっぱりハーフだから目立ちますし、一般の、走る、マラソンをやる人にとっては、結局松戸市以外の方が上位入賞をかなり占めてきているけれども、近隣から目標にして来られるということでは、かなり意味はあると思うんですけれども、ただ、コース的には厳しいし、やはり折り返しが度重なるというコースも、走りやすいコースでは、多分ないんだらうなというのもありましたので、大変ご苦労、いろんな方のご苦労で、ようやく実現できたということで。

それと、あと一つは、ちょっと気になったのは小学校の中学年のスタートだったんですけれども、転倒しましたよね。あれはローリングスタートが失敗しているんだと思うんです。

ローリングスタートの、要は後ろのほうに並べておいて、スタート前に、前に移動させることによって隙間をあけさせると思うんですけれども、スタートのパンの前に、余り早く移動するから、そこにまた、がちゃがちゃと詰まって、ちょっと後ろの人は、もうスタートしたのかと思って、ちょっと焦るとか、何かそういう、非常に、せっかくローリングスタートしているのに、全然ローリングスタートになっていなくて、結局みんな集団で走り出して、ほぼ、何十人だらう、三、四十人転倒したんじゃないかを見てとれましたので、スピードが出ていないですから、大きなことになっていないんですけれども、そこら辺は、別にこのハーフにかかわらないところですので、あの辺は、あれですよ、多分陸上競技の関係者がやっていたので、できないはずはないんだけれどもなと思いながら、見ていましたが、

あまり上手じゃなかったなど。結果、転倒しているの、そういうふうに感じました。あと、私は中学生のスタート見てもう、ちょっと失礼しちゃったんで、その後は瀧田先生に。

瀧田委員 私は楽しみにして、早くから伺わせていただいて、これだけの人数が、本当に救急車の一つを呼ぶこともなく、ボランティアといっても素人さんのボランティアがほとんどですから、運営のほうが大変だったろうな、準備もあわせて大変だったろうな、当日の交通規制も大変だったろうなと、ご苦労は、本当に重々わかります。

そして参加者も、ギャラリーもにこにこしていて、なかなか楽しい感じでしたよ。お店もたくさん出ていて、何か、浮き浮きした感じの大会になっているなと思って、私は感心して、山田委員と一緒にスタートは見ていました。

私も、帰ろうかと思って、11時15分ぐらいですかね、公園出入口のほうへ行きました。全体の雰囲気を見て、みんな楽しんでいるなと思って出口に向かったんですが、そこで帰れなくなりましたね、実は。余りに危険なことがたくさんあって、スポーツ推進委員の人と、たまたま会ったものですから、一緒に相当大的きな声で誘導並びに注意をして、ハーフの選手の最後の人が通るまでいました。

公園から出てくる人、ハーフで公園に帰る人が一緒の出入口で交わるわけです。そのところ案内が手薄で、2人の誘導しかいなかったの、ランナーの誘導は出来るのですが、一般の通行者を安全に誘導するのが大変だったわけです。

自転車、乳母車、車椅子の子供、老人が多く、階段が上がれない人、あそこしか通れない人が、たまっちゃったんですね。横切るときの誘導には相当テクニックがいたと思いました。

相当あの地点は熟達した誘導者が必要で、要するにランナーの誘導はいいんですが、一般市民が公園の中を自由に歩いている、その中をフィニッシュで疲れたランナーが走るのは危険だと思いました。私も昔スポーツ推進員を永くしておりましたので、最後の方のランナーが終わるまで、声かけをしていました。もちろん応援をしながらですが。

車かバイクか、最後から来る車ですね。あれ、公園の中に入れないでしょうか、最後のランナーが、どこで最後なのか、多分公園の中に入ってから、ちょっとわからなかったと思います。私が、たまたま見たところをそんなことを言っちゃって、御苦労が多かったのに申し訳ありません。

5キロがスタートして公園口から出たところで、もうハーフの速い人たちが群れを成して帰ってきたため、最後の5キロの人は、そこで、駆け足、足踏みを何分かしていたと思います。そんなことも、目の前に見て交通整理誘導、これが大変だなというふうに思ったんです。

よろしく。

でも、みんなの雰囲気は、そこさえ入念に用意すれば、楽しんでいたし、ご苦労はあったけれども、私はすごくいいイベントだったと、結果的には思います。御苦労様でした。

スポーツ課長 貴重なご意見ありがとうございます。山田委員のコースの設定の問題だとか、それから、ローリングスタートの関係だとかというのは、このローリングスタートの関係については、まさしく陸上競技協会のほうで、これをやっているわけですが、私たちは、ちょっと、その辺が指導もできませんので、この辺については陸協のほうによく話をしておきたいと思います。

それから、瀧田委員からご指摘いただいておりますけれども、帰る人の誘導、それからハーフの入り口が交差するというような形、そここのところも、もう少し、帰る人の誘導というののもちゃんとしておくべきだということで、次回何かあった場合には、こういった意見を参考にして改善をしていきたいというふうに思っておりますし、あと後送車の関係もございました。後送車のほうでも、ちゃんと最後のランナーですということを周りに知らせながら行くというのも役目だと思いますので、その辺もしっかりしていきたいというふうに考えております。

それから、あと5キロのスタートとハーフの帰ってきた人の交差しちゃったところですね。これが、ハーフは初めてなもんですから、3,000人以上の人がスタートをするということで、先ほど山田委員が5分以上かかったというようなお話をされていましたが、その辺が我々の読みで、もう少しかかるんじゃないかなというような考えもありました。陸協との話もありまして、通常は最初の予定が、ハーフが9時20分じゃなくて9時30分の予定だったんですね。ちょっと、その辺の読みが甘かったのかなというところもありまして、10分早めたことによって、今度5キロのスタートと重なってしまったと。

だから、9時半にスタートしていればそういうことはなかったということになりますので、これも次回の参考にさせていただいて、改善をしていきたいというふうに思っておりますので、貴重なご意見をありがとうございました。

瀧田委員 いえ、いえ。何か見たところだけのお話なので、全体を見たわけじゃない。でも、雰囲氣的には、すごく、みんな楽しんでいましたね。喜んでいましたね。

委員長 そうですね。ありがとうございました。

いただいた資料の上位入賞者一覧にある、8番目の中学生男子5キロの3位の人、千葉松戸第二とありますが、どこの中学校ですか。

スポーツ課長 すみません。これは松戸二中だと思います。

委員長 1位と2位の方は松戸市立五中と書いてあり、3位は千葉松戸二中とあります。

スポーツ課長 本人がこういうチーム名を書いて申し込んできていますので、そのままを載せているんですね。参加申込書のほうに、こういった千葉松戸二中というチーム名を書くところがございますので、それを書いてきていますので、そのまま載せさせていただきます。

委員長 そういうわけですか。

瀧田委員 大変ですよ。ゼッケンの色だけでもいろいろあって。

委員長 県内外から、いろいろ注目されてきている。特に今回ハーフマラソンでしたからね。

そういう意味では、盛大な、いい大会になったと思います。ご苦労さんでした。

瀧田委員からいろいろ反省点が、幾つか出ましたので今後に生かしていただきたいですね。

◎報告第3号

委員長 それでは、次の報告等の3番目ですが、「松戸運動公園野球場設計業務委託予算の趣旨変更について」ご報告をお願いします。

スポーツ課長 それでは「松戸運動公園野球場設計業務委託予算の趣旨変更について」報告をさせていただきます。

平成25年度松戸運動公園管理運営事業の予算について、当初予定しておりました松戸運動公園野球場設計業務委託に係る費用1,500万円でございますが、予算の執行内容を松戸市内におけるスポーツ施設全体の状況や改修計画を練るため「松戸市スポーツ施設基本構想策定他業務委託」契約金額762万7,000円へと変更いたしましたので、報告をさせていただきます。

理由でございますが、記載のとおりでございますが、私のほうから、もうちょっと詳しくご説明をさせていただきたいと思いますが、野球場につきましては、県内各市の野球場と比較すると松戸の運動公園の野球場というのは、かなり劣っている状況でございます。50万都市にふさわしい野球場の整備を進めていくべきであろうという思いはありますが、整備をしたとしても、運動公園では夏の甲子園の予選大会はできない状況でございます。だから、このままでいいということではなくて、老朽化した施設を、春と秋の県大会予選ができるような環境づくりを進め、野球環境を整えていきたいということで、野球場設計業務委託費を要求させていただきました。

しかしながら、今年度に入り、再度検討をいたしまして、老朽化をしているのは野球場だ

けでなくて市内のスポーツ施設全体の老朽化が進んでおりますので、整備については施設全体、これは東部スポーツパーク、クリーンセンターのスポーツ施設も含みますけれども、そういう計画を立てた上で、整備を計画的に進めていくべきであろうという考えから、予算の趣旨変更をさせていただきました。

進捗状況でございますが、平成25年10月3日付をもって相手方と契約を締結し、現在市内各施設の、現調査中でございますが、調査している間に、ちょっと不足部分も出ましたので、平成25年12月、変更契約を行いましたので、今回報告とさせていただきました。今後調査結果を基に将来構想の策定を行いまして、平成26年3月31日までに本市スポーツ施設の基本構想が策定される予定でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何か、ご質問等ありますか。

山田委員 東部スポーツパークを含むというようなお話がありましたけれども、それ以外も含まれるんですか。

スポーツ課長 はい。スポーツ課が管理している施設は当然ですけれども、そのほかにスポーツ施設というと、環境業務のほうで、関連施設として東部スポーツパークとか、六高台にあるクリーンセンターのほうにもスポーツ施設がございます。そういったものを含めた形で、全体的なスポーツ施設を見た中で、それを基本構想として、今後どのように整備をしていくか。また、どのように修繕計画をつくっていくかという基本となるものを、今つくろうとしているわけです。

山田委員 そうすると、野球場を、整備をしようというところからは、野球場は、もう、その設計には入っていないんですね。当然ね。

スポーツ課長 当然野球場も含んでおります。

山田委員 いや、含んでいるけれども、その構想策定であって、設計には入っていないわけですね。

スポーツ課長 設計、野球場につきましては、今回、別に改修の基本設計というのを入っています。この中に入っています。

山田委員 基本構想策定ほか。

スポーツ課長 2つ、ほかというのが、この野球場の改修の基本設計でございます。

山田委員 そうですか。両方とも1,500万とっていただいただけけれども、762万の契約の中で基本設

計をやって、実際に、その事業化になる、ならないというのは、その全体的な計画の中で、また準備をしていくということですね。野球場については。

スポーツ課長 はい、そうです。

山田委員 それは、どの場所でどうするかといったことも含めて。運動公園であるのは変わらないんですね。

スポーツ課長 実際に、野球場に関して言えば、高校野球を呼べるとか50万都市にふさわしい野球場というと、それこそ、本当に立派な球場が、皆さん、各市持っておられます。そういった球場が、つくれば一番いいんですけども、用地の問題だとか予算的な問題もございしますので、それはなかなか難しいだろうと。じゃ、今ある野球場をどういうふうに改修すれば、せめて、夏の甲子園の予選大会は無理といたしましても、春と秋の予選というのはありますので、そういった大会ができるぐらいの整備までしていきたいと。そういった考えではいますけれども。

瀧田委員 広くするためのね。野球場全体を、もっと広くできるんですか。あれはできないんですか。

スポーツ課長 今都市公園の中にありますので、都市公園法という中で決まっております。

瀧田委員 もう、あの広さ。

スポーツ課長 あの広さの中でリニューアルをしていきたいというふうなことで。

瀧田委員 向こうの体育館や何かは関係ないんですか。

スポーツ課長 それも、体育館のほうは関係ないというか、それは、この基本構想の中で体育館をどのようにするのか。そういったものは出てきます。

瀧田委員 そうですね。トイレを何とかしてください。ああいうトイレの状態は、ちょっと珍しいかと思えますんで、やっぱり早急に。改善して下さいというのは、お年を召した方の利用者が多いんですよ、このごろ、運動公園中心に体育施設全体に。若い人はどうってことはないんですよ。やっぱり洋式のほうが合理的じゃないでしょうかね。やっとなつかまり棒が少しできましたかね。だから、予算を削らないで、少なくともトイレだけはお願いします。全てのトイレ。

スポーツ課長 はい。

山田委員 手続でお聞きしたいんですけども、これは趣旨変更について、ここで報告があって、これは予算が変わるわけですね。

スポーツ課長 はい。

山田委員 どこかで修正をするという。

スポーツ課長 3月補正で。

山田委員 補正を。

スポーツ課長 はい。

委員長 金額の変更がありますからね。しかし、設計業務に1,500万円計上されていたので、松戸市のスポーツ施設の基本構想策定他の業務はもう少し広い事業計画と思うんですが、それに760万円とは意外です。

これも、当然外部に業務委託するわけですね。

スポーツ課長 そうです。

委員長 何か、もう少し経費がかかりそうな気もしたんですが、半分で済む。

スポーツ課長 これは、あくまで基本的な考え方のものをつくるものですので。

委員長 程度の問題ですか。

スポーツ課長 はい。設計委託となると、もう少し細かなところまで入って、やっていきますので、それをもとにして、また工事というのを考えていきますので。

委員長 それはわかりますが、ランドデザインを描くには、相当人を集めて、いろいろ議論していただくことになると思ったんですけどもね。

いずれにしても補正でどういうふうにご説明なさるか。そこで、また議論しましょう。きょうは報告だけにしておきます。

◎報告第4号

委員長 次に第4番目になりますが、いじめ防止対策推進法についてのご報告をお願いします。

指導課長 資料をごらんください。「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

ご案内のとおり、平成25年6月28日に、いじめ防止対策推進法が公布されました。これを受けまして、平成25年10月11日付で、いじめの防止等のための基本的な方針が文部科学大臣より出されました。それが、お手元のこの冊子でございます。この基本方針等についての千葉県の説明会が、平成25年11月11日に市町村教育委員会の担当者を対象に開催されました。その主な内容につきましては、資料の2ページをごらんください。

いじめ防止等のための対策の推進に関する法律の概要は、2ページに記載のとおりです。

県から説明を受けました、いじめ防止対策推進法について、学校が実施すべき施策につきましては、資料の3ページをごらんください。

3点ございます。1点目は学校がいじめ防止基本方針の策定を学校に義務づけております。それから、いじめ防止等のための、対策のための組織の設置、これを2点目として学校に義務づけております。3点目として重大事態への対処ということで、3ページ下段をごらんいただきたいんですが「学校は重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に（設置者を通して）報告する。」ということが義務づけられました。

ここで言う重大事態とは、国の方針では、自殺の企図、それから身体に重大な障害を負った、金品等に重大な被害、精神の疾患を発症と記載されております。国の方針では、いじめによって、相当期間の欠席することを余儀なくされている場合も重大事態と捉えて、地方公共団体の長に報告を義務づけております。国の方針では年間30日を目安とするということが示されております。

これらの国の基本方針を受けまして、現在松戸市におきましては、12月定例校長会議で、校内組織を整備することを各学校長に伝えたところでございます。あわせまして、定例1月の校長会議では、学校基本方針の策定の手順を教育委員会として示したところでございます。なお、千葉県の県立学校につきましては、学校基本方針の策定を3月14日までに県教委が義務づけておりますので、それに準じまして、松戸市も3月14日までに学校基本方針の策定を行う予定で、現在進めているところでございます。

これとあわせまして松戸市議会の教育環境常任委員会は、いじめ問題を特定所管事務調査事項として決定し、平成25年4月の常任委員会で調査の方向を定めました。それに従いまして、6月の議会では、教育委員会が教育環境常任委員会で取り組みを報告しました。7月には、教育環境常任委員会の委員が大阪府と茨木市を行政視察したところでございます。10月には教育環境常任委員会の委員が、市内の小・中学校20校を視察して、いじめについての取り組みを視察したところでございます。

これらの所管調査事務事項を受けまして、昨年12月議会で12月16日に教育環境常任委員会から、いじめ問題につきましては、さまざまな対策を学校は積極的に行っているが、このいじめ防止対策推進法の施行により、学校に多くのことを、今後求められる状況があるということで、学校だけでなく地域・家庭が連携して、ともに努力していくことが必要であるという最終報告を受けました。

以上、ご報告させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょう。

松田委員 ちょっと、お伺いしますが、条例設置の予定はありますか。

指導課長 すみません。1点、説明漏れがございました。

4ページをごらんください。地方公共団体が実施すべき施策、これは3点ございますが、いずれも努力義務でございます。1点目が地域基本方針の策定、2点目がいじめ問題対策連絡協議会の設置、それから、3点目が教育委員会の附属機関の設置でございます。これらにつきましては、現在県の動向等を見据え、近隣市町との調整を図りながら、内容を検討しているところでございます。

松田委員のご質問の条例につきましては、千葉県では、この2月議会でいじめに関する条例が上程されるという情報が入ってきておりますが、内容は、まだ明らかになっておりません。

以上です。

松田委員 松戸市としては、条例まで、話はっていないという理解でよいですね。

指導課長 現在どういう方向が望ましいか、教育委員会事務局として検討をしている段階でございます。

松田委員 要するに、学校にいろいろと対策を求めているわけですけれども、いじめを学校だけの問題にするんじゃなくて、もっと社会全体で、例えば、発見する責務を市民のみんなが持っているんだとか、あるいは、いじめらしいということを発見したら誰かに必ず通報する義務を課すとか、市民全体の取り組みとしていくためには、条例が必要だろうと思います。これだけのことを学校単独でやるということについては、非常に責が重くなると感じます。

したがって、条例や教育委員会規則で学校の役割、教育委員会の役割、それを整備していく必要があるのではないかと思います。よろしくご検討いただきたいと思います。

委員長 そうですね。各学校に組織を置くこととあるでしょう。

指導課長 はい。

委員長 組織を置くということは各学校に委員会のようなものをつくりなさいということですか。

指導課長 具体的には、資料の21ページに、いじめの防止等のための学校が実施すべき施策の中の、いじめ防止のための組織が、22ページの(3)から具体的に書かれているところです。

委員長 そうですね。名古屋で文科省の教育委員の研修会をやったときに、行政説明で審議官の人が話をしてくださったんですけれども、ここは全く飛ばしましたね。

しかし、組織をつくれというけれども、本当に学校の負担が物すごく……

教育長 大きいですね。

委員長 大きくなりますね。だから、松田委員がおっしゃるように、教育委員会で何か基本となるものをつくって、そこに基本委員会を置いて、その上で各学校に小さな委員会を置くというようなことも、一つの案として考えられますね。

教育長 むしろ私は、もう、大きいチャンスかなと。最近の新聞とか、いろんな、そういう教育関係の記事にも、やっと、そのいじめの問題というのは学校だけの問題ではないだろうという、そういう方向の文章というか、意見がふえていますので、それも含めて、せっかく、こういう大きい組織づくりという視点も、なかば、しなければいけない状況の中で、これを、また学校からという、あるいは市教委中心でというふうに、そんな発想でやっていかないほうがいいかなと。

もう初めを、大もとを市全体というふうにして、その中で教育委員会というふうによれるチャンスかなというふうに思う。そうしたほうが、やはり、今まではどうしても、いじめ、じゃ、学校。それを議員さん、あるいは市長部局という、こういう動きじゃなくて、まず、市。じゃ、今回のいじめについては学校でというふうに、そういうふうな流れに何とか持っていけるような、そういう市全体の動きづくりを始めるチャンスなのかなというふうに。

瀧田委員 私も、今教育長がおっしゃったように、市全体で、まず、組織づくりをして、教育委員会も、もちろん関与します、そう。なるべく地域の、例えば、学校にそういう組織をつくって、何かの一つのケースをやっていくということは、私は問題だと思います。地域というのは、その子供、該当する子供が、ずうっと住んでいくことも多いんですよ。地域の持っているよさもあるんだけど、実はその中で、そういうレッテルとか色眼鏡で見られるということは一生の傷になるので、余り私は、地域の中でそのことをとりたてるというよりも、もう少し違う組織の中で、そのことを学校から呼び寄せて外部で検討するということが、ほうが大切な気がします。

学校の中でやるということは、もう引越さない限り、その子供の小さいときの過失とか、そういうときの混迷はぬぐわれなくなるという気がするんですね。やっぱり、どんな育ち方をしても、どんな状況があったにしても、その子にとっては誇れる、故郷であってほしいと

私は思うものですから、余り子供を、よくする方向に努力するのはいいんだけど、学校の中で、地域の、例えば、町会長とかP T A会長とか、そういう人たちの中で明らかにするのはやめていただきたいと、本当に思います。

ですから、組織をつくる時は少し違うところにつくって、そして、そこに問題が起こったときは、そこに学校のほうから入り込んでもらうというシステムができれば。もっと客観的に状況、問題点を把握できるんじゃないかなと思います。高齢者問題でもそうなんです。地域の中で片づけましょう、地域の中でといわれますが、地域の中というのは、よさもあるんですが、ちょっとどうしようもない、抜け道のない、そういうしがらみができていくんですね。その辺は将来のある子供たちなんで、もう少し将来性を信じていけるような組織であってほしいと。

委員長 教育長がおっしゃったように市全体として方法論等を考えるという意味では、これはいいチャンスです。

山田委員 まさに、そういった意味で、先ほど教育長がおっしゃられた、市を挙げての動きにどうするかという中には、もしかしたら、子供、小・中学生、義務教育の、この教育委員会が所管しているところだけの話じゃない。いろんなそういった、人権問題みたいな話になりますけれども、そういうところの受け皿というんですかね、窓口というか、そういったものをどうつくるかみたいな話の中で、こういうものが決して、別に教育委員会がひた隠しにするわけじゃなくて、ちゃんと、そういうのは対応できますよということをやっていく手はないのか。

ここで出ている義務と、それから努力義務ということで学校に組織を置くのは、もう義務になっているんですね。実際は、例えば、校長先生、教頭先生中心とした、何かそういうものを組織というんだと思うんですけれども、各学年の先生方の力、教務主任の先生をとということになるのかもしれないですけれども、多分今までさえ、そういうことは事実上ある話をちゃんとつくりなさいという、必要的設置を求めるといことなんでしょうか。それはそれでいいんじゃないか。余り実態は変わらないんじゃないかなというふうに思いますので、その後の努力義務のいじめ問題対策連絡協議会の設置というのも、することができるというのは、これは地方公共団体がすることができるということはどうする。これ、やるとなれば、当然条例がないとできないと思いますので、こういったことに関しては、出たら、ぜひ、議論をする、あるいは、そういう意見交換をするという事柄だけでも、そういう有識者なり、あるいは、もう少しいろんな、幅の広い方が入ってもいいんで、人権に配慮しながら、そう

いう議論を広くしましようということを、ぜひ、やってほしいなというふうに思います。

瀧田委員 今ちょっと思いついたんですが、高齢者虐待防止ネットワークというのは、市場先生が、今会長でいらっしゃいますが、あれが、つくったときに、やっぱりそうなんです。高齢者の虐待を防止するためのいろんな組織が入っていて、そして、組織として部分的な、ここの施設で虐待があったとかということになるとワークショップみたいな感じで、実際に解決に当たるんですが、常日ごろから組織ができていて、ある程度意見交換とか情報を、きちっと、お互いに勉強し合うみたいな。それも、できてから、もう七、八年になるんでしょうかね、高齢者虐待防止ネットワークは。

そういうような形で、やっぱり市全体で、あらゆる組織が入って一つのそういう形をつくるというのは最低限必要なんじゃないかな。そこで全てが片づくということではないんだけど、でも、そういうものがなくちゃ、教育委員会の中だけ入ってきて、仲間の先生たち、仲間だった先生たちが、ああでもない、こうでもないというふうなことよりも、やっぱり、もう少し広い枠で物を解決していかないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、市で一つ、ネットワークみたいなものを立ち上げていただくことのご検討に、ぜひ入れていただきたいと思います。

指導課長 さまざまなご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。

現在いろんな面から検討しておりますけれども、一つ申し上げますと、市長部局に、これについて連携を図れる課はないかということで、子ども部との協議を進めているところでございます。子ども部の中で、どこかとこれについて連携を足がかりにして広げていけないかということを検討してございます。

松田委員 すみません。もう少し意見を言わせていただきます。いじめというのは、例えば、大人社会でもあるというような考え方は、確かにあります。しかし、実際にいじめを苦しめて自殺したりするのは小学校5年から高1くらいまでの児童生徒なんです。大学生がいじめを受けて自殺するというのは、あまり、ない。

大人もないんです。それから、小学生3年生以下もないんです。そうすると、思春期特有の精神構造、すなわちいじめによって孤立を強めていく状態、どうしようもない、行き場の失った状態、そういったものが背景にあるわけです。そうすると、学校の役割というのは非常に大きいわけです。

ですから、大きいだけに、例えば、いじめが発見された場合に、学校長の対応が悪い、組織をつくれと言ったのにつくっていないんじゃないかななどと、学校だけの問題になって校長が

責められるようなことがあってはならないと思います。いじめというのは見えないところで起きますから、それをみんなで発見して、そして学校長がいじめ対応について、きちんと、やることが大切。組織についてもここに書いてあるとおり、心理・福祉の専門的知識を有する者を組織として置かなきゃいけない。そのためには教育委員会で予算化していく必要もあるわけです。

ですから、そういうことを総合的に考えていくなれば、教育委員会の規則を整備していくことが求められてくる。ただ一文だけでいいですから、私は必要だろうと思います。非常に重い問題だと思いますので、校長に丸投げという形にだけはならないようにしなければいけないと考えています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

本郷谷市長が松戸市を住みよいまちにしたいという政策を掲げておられます。具体的にいえば、子育てに優しい街がその一つです。そういうことを踏まえると、全体として、松戸市が住みやすい街、あるいはそういう松戸の学校に子供たちを入れたいと思われる街、そういう街作りが松戸市の将来像です。したがって、これは市長部局の政策、考え方等の全てに反映してくる問題でもあります。そういう位置づけで、今松田委員がおっしゃったことは、最低限設置するという含みで検討してください。

報告事項等でいただいているのは、以上で終了です。まだ、事務局として何か。

ところで、前回12月の会議で、除染について、次回報告しますという説明があったんですが。

教育企画課主幹 3月に取りまとめて。

委員長 それは3月に。

教育企画課主幹 お答えいたします。

委員長 それから、ノロウィルスや、インフルエンザについて何か報告はありますか。

学校教育部部長 ノロのほうは随分おさまりまして、インフルエンザが、またちょっと、はやり出してきていて、きょうの時点で3校ほど学級閉鎖が出ております。今ちょっと、その辺が、これから、また報告。

それから、今年のこの時期と比べれば同じぐらいのスタートになっているかなと。これが、去年の例でいきますと3月20日まで続いていましたので、学級閉鎖が。この後、ちょっと慎重に学校のほうと連携を図っていかなくちゃいけないかなというところで、やっています。

委員長 そうですか。わかりました。

それでは、以上を持ちまして、本日の議題を終了します。

◎その他

委員長 その他に移ります。事務局から、何か報告ありますか。

事務局 特にありません。

委員長 委員の皆さんは、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

教育企画課長 平成26年2月定例会でございますが、平成26年2月13日の木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は平成26年2月13日、午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上を持ちまして、平成26年1月の定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時30分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員